

令和6年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項 (特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

- 本県が所管する介護保険施設・事業所について、**令和6年4月1日から算定を開始する加算等**に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）等の提出期限を、特例的に**令和6年4月15日（月）**とする取扱いとします。
- **令和6年6月1日から算定を開始する加算等**（例：介護職員等処遇改善加算）に係る体制届の提出期限は、**令和6年6月1日（土）**です。
- 今回の改定で新設、又は新たな区分が設けられた次の加算について、届出がない場合は次のとおり処理します。
 - ・「高齢者虐待防止措置実施の有無」→「基準型」
 - ・「業務継続計画策定の有無」→「基準型」
 - ・「介護職員等処遇改善加算」→「なし」
 - ・「生産性向上推進体制加算」→「なし」
 - ・「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、Ⅱ」→「なし」
 - ・「夜間看護体制加算」
 - 従前の「対応不可」→「なし」
 - 従前の「対応可」→「加算Ⅱ」

従って、これらの加算を算定しない又は減算適用とならない場合で、他の加算等の内容に変更がない場合、体制届の提出は必要ありません。

※減算の要件に該当する施設・事業所は、必ず減算型である旨の体制届を提出する必要があります。
- 算定要件に変更がある加算等については、必ず要件等を確認し、必要により体制届を提出してください。
- **「介護職員等処遇改善加算」を算定する全ての事業者は、体制届で加算区分の届出を行うことが必要**です。旧介護職員等処遇改善加算の加算区分は引き継がれません。届出を行わなかった場合、6月からは「なし」とみなされ、加算算定ができなくなります。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> □届出者の所在地、名称、代表者の職・氏名等が記入されているか。 ※新規指定の場合、「受付番号」、「事業所所在地市町村番号」及び「介護保険事業所番号」は記載しないこと。 □「届出者の名称、事務所の所在地、代表者の職・氏名、住所」欄と、「事業所・施設の所在地、管理者の氏名、住所」欄とを逆に取り違えていないか。 □フリガナ、電話番号、郵便番号等に記入漏れがないか。 □指定年月日、事業所番号の記入があるか（新規指定の場合は事業所番号については記入不要）。 □「指定（許可）年月日」欄に当初指定年月日を記入しているか（更新年月日ではない。）。 □「実施事業」欄には、特定施設入居者生活介護・予防介護特定施設入居者生活介護欄のほか、既に指定済みの事業について全て○を付しているか。 □「異動等の区分」欄の特定施設入居者生活介護・予防介護特定施設入居者生活介護欄に「■」を付しているか。 □「異動（予定）年月日」欄は、各月末日（又はその翌月初日）までに提出する場合は翌月1日と記入されているか。 ※加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届出を行う。 ※上記の場合は、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。 □変更の場合、「異動項目」欄及び特記事項の「変更後」欄に変更内容が具体的に記入されているか。 □その他注意事項は「届出書」の欄外の備考を参照

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1) (別紙1-2) (別紙1-1-2) (別紙1-2-2)	<p>※異動年月日が令和6年4月、5月の場合は別紙1-1、1-2を使用 ※異動年月日が令和6年6月以降の場合は別紙1-1-2、1-2-2を使用</p> <p><input type="checkbox"/> 「事業所番号」欄は正しく記入されているか（新規指定の場合は事業所番号については記入不要）。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当するサービスの「提供サービス」、「施設等の区分」、「人員配置区分」、「その他該当する体制等」、「LIFEへの登録」、「割引」欄の該当箇所に「■」を付しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 届出受理後の補正は認められないので注意すること。（間違っして記入した届出が受理された場合、翌月に変更届出を行うまで修正できません。）</p> <p><input type="checkbox"/> その他注意事項は「体制等状況一覧表」の備考を参照</p>
高齢者虐待防止措置実施の有無	<p>「減算型」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当する区分に「■」を付し、提出。</p>
業務継続計画策定の有無	<p>「減算型」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当する区分に「■」を付し、提出。</p>
個別機能訓練加算	<p>※「加算Ⅰ」又は「加算Ⅱ」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当する区分に「■」を付し、下記を添付し提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）（機能訓練指導員のみで可能。） ・資格者証等の写し（機能訓練指導員のみで可能。） <p>※加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかに届出を行う。</p> <p>※上記の場合は、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 体制等状況一覧表と相違ないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「施設等の区分」、「その他該当する体制等」欄に「■」を付しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「加算Ⅱ」の場合、「LIFEへの登録」の「2 あり」に「■」を付しているか。</p>
ADL維持等加算 [申出]の有無	<p><input type="checkbox"/> 体制等状況一覧表と相違はないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「LIFEへの登録」の「2 あり」に「■」を付しているか。</p>
夜間看護体制加算に係る届出書 (別紙33) ※算定要件一部変更	<p>※「加算Ⅰ」又は「加算Ⅱ」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当する区分に「■」を付し、下記を添付し提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夜間看護体制加算に係る届出書」（別紙33） ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）（看護職員のみで可能。） ・資格者証等の写し（看護職員のみで可能。） <p>※加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかに届出を行う。</p> <p>※上記の場合は、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 体制等状況一覧表と相違ないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設種別、届出項目欄に「■」を付しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間看護体制加算に係る届出内容欄の看護職員の人数は適正か。</p>
科学的介護推進体制加算 ※算定要件一部変更	<p><input type="checkbox"/> 体制等状況一覧表と相違はないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「LIFEへの登録」の「2 あり」に「■」を付しているか。</p>

提出書類	書類提出前の自主確認事項
看取り介護加算	<p>※「看取り介護加算」が「あり」に変更となる場合、又は新規で「あり」とする場合のみ、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p><input type="checkbox"/>看取り介護体制に係る届出書【別紙34-2】</p> <p><input type="checkbox"/>夜間看護体制加算の算定をしているか。</p>
認知症専門ケア加算	<p><input type="checkbox"/>認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2）</p> <p>※「認知症専門ケア加算」が「加算Ⅰ」若しくは「加算Ⅱ」に変更となる場合、又は新規で「あり」とする場合のみ、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p><input type="checkbox"/>研修修了証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算Ⅰ：「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し ・加算Ⅱ：「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し 「認知症介護指導者研修」修了証の写し
入居継続支援加算 ※算定要件一部変更	<p><input type="checkbox"/>入院継続支援加算に係る届出書（別紙32）</p> <p><input type="checkbox"/>要件を満たす場合、根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出</p>
テクノロジーの導入（入居継続支援加算関係） ※算定要件一部変更	<p><input type="checkbox"/>入居継続支援加算の介護福祉士の配置要件を「入居者の数が7又はその端数を増すことに1以上」とする場合の要件を満たした上で、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書【別紙32-2】</p>
生活機能向上連携加算	<p><input type="checkbox"/>体制等状況一覧表と相違ないか。</p>
若年性認知症利用者受入加算	<p><input type="checkbox"/>体制等状況一覧表と相違ないか。</p>
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	<p>※「あり」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p><input type="checkbox"/>高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書【別紙35】を作成し、提出すること。</p> <p>※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ及びⅡは併算定が可能</p>
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	<p>※「あり」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p><input type="checkbox"/>高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書【別紙35】を作成し、提出すること。</p> <p>※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ及びⅡは併算定が可能</p>

提出書類	書類提出前の自主確認事項
生産性向上推進体制加算	<p>※「加算Ⅰ」又は「加算Ⅱ」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p>□生産性向上推進体制加算に係る届出書【別紙28】を作成し、提出すること。</p> <p>□要件を満たすことがわかる委員会の議事概要を提出すること。</p> <p>□（加算Ⅰを算定する場合）上記の届出書に加えて、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果【別紙2】を作成し、提出すること。</p>
サービス提供体制強化加算 （別紙14-6）	<p>※「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」又は「加算Ⅲ」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p>□サービス提供体制強化加算に関する届出書【別紙14-6】を作成し、提出すること。</p> <p>□有資格者等の割合の参考計算書【別紙7-2】を作成し、提出すること。</p>
介護職員処遇改善加算 ※令和6年5月まで	<p>※「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」又は「加算Ⅲ」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p>※介護職員等特定処遇改善計画書等の提出が必要 （提出期限は令和6年4月15日（月））</p>
介護職員等特定処遇改善加算 ※令和6年5月まで	<p>※「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p>※介護職員等特定処遇改善計画書等の提出が必要 （提出期限は令和6年4月15日（月））</p>
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月まで	<p>※「あり」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p>※介護職員等特定処遇改善計画書等の提出が必要 （提出期限は令和6年4月15日（月））</p>
介護職員等処遇改善加算 ※令和6年6月から	<p>※「加算Ⅰ」～「加算Ⅴ（14）」となる場合、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の該当箇所に「■」を付し提出</p> <p>※処遇改善計画の提出期限：令和6年4月15日（月）（6月からの計画変更については6月15日まで受け付ける。）</p>
短期利用特定施設入居者生活介護に係る届出書 （別紙10）	<p>※「短期利用特定施設入居者生活介護」のサービス提供を始める場合のみ提出</p> <p>□施設種別、届出項目欄に○印を付しているか。</p>
指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について （別紙5）	<p>※割引率を設定しない場合は提出不要</p> <p>□体制等状況一覧表と相違ないか。</p> <p>□適用条件は具体的に記入されているか。</p>

※ 協力医療機関連携加算、新興感染症等施設療養費、退居時情報提供加算、退院・退所時連携加算、口腔・栄養スクリーニング加算、障害者等支援加算につきましては、体制等届出は不要です。